

令和8年度 日進市 保育所等利用案内

(保育園・認定こども園・小規模保育事業所)

目 次

1. 児童の健康・成長に関わる配慮事項	P. 2
2. 給付認定について	P. 3
3. 利用申込について	P. 4～5
4. 申込書類について	P. 6～7
5. 申込・入園後の手続きについて	P. 8～9
6. 利用者負担額（保育料）について	P.10～11
7. 日進市保育園等利用調整基準指数表	P.12～13
8. 保育認定で利用可能な施設一覧	P.14～15
各種ホームページ案内	P.16

【当初申込み】令和8年4月から9月までに入園を希望される方

受付期間 令和7年10月21日(火)～11月7日(金)
土・日・祝を除く

(受付期間を過ぎて申込みされる場合は、随時申込みとなります)

◆令和8年度保育園等利用対象年齢

区 分	対象児（生年月日等）の範囲	最長保育実施希望期間 (5歳児の卒園までの期間)
5歳児（年長）	令和2（2020）年4月2日～令和3年4月1日	令和9（2027）年3月31日
4歳児（年中）	令和3（2021）年4月2日～令和4年4月1日	令和10（2028）年3月31日
3歳児（年少）	令和4（2022）年4月2日～令和5年4月1日	令和11（2029）年3月31日
2歳児	令和5（2023）年4月2日～令和6年4月1日	令和12（2030）年3月31日
1歳児	令和6（2024）年4月2日～令和7年4月1日	令和13（2031）年3月31日
0歳児	令和7（2025）年4月2日～令和8年4月1日	令和14（2032）年3月31日
	令和8（2026）年4月2日～令和9年4月1日	令和15（2033）年3月31日

〈お問合せ先〉日進市役所保育課

〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地
電話（代表）：(0561) 73-7111 電話（直通）：(0561) 73-1095
FAX：(0561) 72-4603 電子メール：hoiku@city.nisshin.lg.jp
ホームページ：https://www.city.nisshin.lg.jp

1

児童の健康・成長に関わる配慮事項

日進市では、保育施設を利用する児童の健康・成長に関わる配慮として、以下の対応を行います。

ならし保育の実施について

初めて保育園等に入る児童について、ストレスなく保育園等に慣れていただくため、初めは保育時間を短縮し、徐々に保育時間を増やす方法、いわゆる「ならし保育」を行っています。入園からおおむね1週間程度（最長2週間）行うことができます。ただし、「ならし保育」は、令和8年4月1日以降に行い、ならし保育開始日が入園日になります。

食事（授乳）・水分補給について

給食が食べられない場合（0～1歳児は哺乳瓶でミルクが飲めない場合を含む）や水分補給ができない場合は、児童の安全が確保できないため対応についてご相談させていただく場合があります。ご家庭で入園前までに飲食できるようご準備ください。また、飲食に関してご心配な点は、事前に保育課にご相談ください。

食物アレルギー等のある児童の対応について

食物アレルギー等疾患のために食事に配慮が必要な方は、申込時に申し出ていただくとともに、利用承諾通知後に行われる入園説明会・就園前健康診断時に保育園等にお伝えください。米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所は、食物アレルギー除去食等の対応が異なる場合があります。対応の可否について、必ず事前に各保育園等にご相談ください。

発達に心配がある、疾病・障害等がある児童の入園について

児童の状態（集団保育、身辺自立、心身の成長発達）に関してご心配な点は、申込み前に、保育課へご相談ください。

また、入園後に家庭での状況とは異なる環境で集団生活を送ることにより、家庭生活では見られなかったような発達に関する所見が表れてくる場合があります。子ども発達支援センター（日進市障害者福祉センター内）相談員が、各保育園等の巡回支援を行っており、助言等を行っております。所見について園を通じて保護者の方にお伝えします。予めご了承ください。

医療的ケアについて

新う田保育園において、医療的ケアを実施しています（原則3・4・5歳児クラス）。詳細は保育課へお問い合わせください。

2

給付認定について

保育園等(P.14～15参照)を利用する場合、給付認定を受ける必要があります。

認定区分 (太枠線内が保育利用が可能)

認定区分	内 容	利用時間区分	利用できる施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上児で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望される場合	教育標準時間	新制度移行幼稚園、 認定こども園 (教育利用) ※直接園に申込み
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合	保育標準時間 保育短時間	保育園、 認定こども園 (保育利用)
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満児で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される場合		保育園、認定こども園 (保育利用)、地域型保育事業 (小規模保育事業所 等)

保育必要量 保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間を認定します。

保育必要量	内 容
保育標準時間認定	保護者のいずれもが、月120時間以上の就労等 利用可能時間は最大11時間
保育短時間認定	保護者のいずれも、又は、いずれかが、月60時間以上 (実労働時間) の就労等 利用可能時間は最大8時間

申込み対象者 次の基準をすべて満たす場合、保育園等に入園申込みができます。

- ・日進市に住民登録があり、居住実態があること。(転入予定の場合は、入園日に住民登録及び居住実態があること。)
- ・すべての保護者 (父母等) が次のいずれかの事由に該当すること。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の保育認定基準
1 就労	居宅外 (内) で月60時間以上就労していること
2 産前産後	出産予定日の12週間前 (多胎妊娠の場合は14週間前) から産後8週が経過するまでの期間内にあること
3 疾病・障害	疾病、負傷、もしくは精神又は身体に障害を有する状態であること
4 介護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
5 就学	月60時間以上就学していること (職業訓練校等での職業訓練を含む)
6 求職活動	就労の意思があり、求職活動 (起業準備を含む) を継続的に行っていること ※入園後、3か月以内に「就労証明書」の提出が必要です。また、やむを得ない事情がある場合を除き、「就労」以外への事由変更はできません。
7 災害復旧	災害により居宅を失い、又は破損し、その復旧中であること
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得中の利用 (3歳児クラス以上のみ。育休取得時に既に保育を利用していて、継続利用が必要な2歳児クラスの児童を含む。) ・虐待やDVのおそれがあること ・上記1～7に類する状態にあること

※育児休業中の方で、復帰に合わせて入園する場合は「就労」としてお申込みください。

3

利用申込について

当初申込

対象となる方

- ・令和8年4月1日から令和8年9月30日までに入園（ならし保育含む）を希望される方
- ・令和7年度の利用者（内定者）のうち、令和8年4月1日付で転園を希望される方



* 「求職活動」または「育児休業取得中」の利用で年度外復帰する方は、入園希望日の直近の利用調整（令和8年3月以降）から審査対象となるため通知は送付しません。

申込方法

令和7年10月21日（火）から11月7日（金）までの期間に次のいずれかの方法でお申し込みください。
 ※会場受付は混雑します。可能な限り②～④の方法での申し込みにご協力ください。

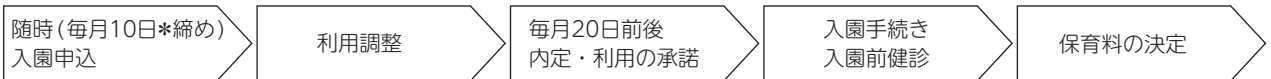
①会場受付	市役所本庁舎4階第2・3会議室（土・日・祝日除く） 受付時間：午前9時15分～11時30分、午後1時30分～4時30分
②電子申請	令和7年11月7日（金）午後5時までにマイナポータル「ぴったりサービス」から申請 ※「保育給付認定の申請」と「[令和8年度分申込]保育施設等の利用申込」の両方の申請が必要 QRコード（P.16）参照
③受付ポスト	必要書類をすべてA4サイズの封筒に入れ、令和7年11月7日（金）午後5時までに、市役所本庁舎2階保育課窓口へ設置の受付ポストへ投函（土・日・祝日除く）
④郵送	必要書類をすべてA4サイズの封筒に入れ、令和7年11月7日（金） 【必着】 までに保育課へ郵送

- ※②～④の場合、受取後1週間以内に「受付確認通知書」を保育課から送付します。1週間以内に書類が届かない場合は保育課へご連絡ください。
- ※申込書類に不備がある場合は申請受付完了となりません。その場合は保育課から連絡しますので、期日に余裕を持って提出してください。期日を過ぎたものは受付できません（随時申込の対象となります）。
- ※申込期間終了後（11月8日以降）の転園願の取下げはできません。

随時申込

対象となる方

- ・当初申込の受付期間以降に受付となった方
- ・令和8年10月1日から令和9年3月31日までに入園（ならし保育含む）を希望される方
- ・令和7年度の利用者（内定者）のうち、令和8年4月1日以降に転園を希望される方



* 土・日・祝日の場合は、次の市役所開庁日

申込方法

①窓口受付	11月10日（月）以降、市役所2階保育課窓口にて申請
②電子申請	マイナポータル「ぴったりサービス」から申請 送信日時が開庁日の午後5時以前→送信日時どおりの受付となります（午前9時より前の送信分は、午前9時受付となります） 送信日時が開庁日の午後5時より後→翌開庁日の午前9時受付となります 送信日時が閉庁日→翌開庁日の午前9時受付となります
③郵送	保育課へ郵送（保育課に郵便が到達した日の午後5時受付となります）

※令和8年10月1日から令和9年3月31日までに入園を希望される方は、入園希望日の6か月前の月初めからの申し込みとなります。

利用調整

- 1 「日進市保育園等利用調整基準指数表」(P.12~13)により基準指数と調整指数を合算した指数(以下「指数」と表記。)(父母いずれかの低い方)で、利用調整
- 2 指数が同じ場合は、順位表(P.13)により決定

※保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。

抽選方法(当初申込のみ)

申込書類「事前チェック表」に保護者が記入した「仮抽選番号①」、「仮抽選番号②」(いずれも1~99の二桁の数字)と、公開抽選による優先番号をもとに決定します。公開抽選は下記の日時にて市職員が実施し、優先番号①、優先番号②を決定します。

公開抽選：令和7年11月10日(月)午前10時~市役所4階第3会議室

公開抽選の会場に入場できる方は先着10名です。終了後、結果をホームページにて公表します。

【例】

優先番号①が「40」の場合

仮抽選番号①	40	41	42	...	98	99	1	2	...	38	39
実際の抽選番号①	1	2	3	...	59	60	61	62	...	98	99

優先番号②が「94」の場合

仮抽選番号②	94	95	96	...	98	99	1	2	...	92	93
実際の抽選番号②	1	優先番号から順に仮抽選番号の優先順位を決定する									

この場合、同園希望となった場合の0歳児クラスの抽選方法

申込者	指数及び状況	仮抽選番号①	仮抽選番号②	抽選番号①	抽選番号②	優先順位	備考
A	14	38	96	98	3	1	抽選番号に関わらず指数が高い
B	11 (認可外保育施設からの転園児)	39	95	99	2	2	抽選番号に関わらず指数11の中で優先度が高い(P.13利用調整の順位表参照)
C	11 (多胎児)	98	99	59	6	3	抽選番号に関わらず指数11の中で優先度がBさんの次に高い(P.13利用調整の順位表参照)
D	11	98	99	59	6	6	Fさんと同指数・同抽選番号①だが抽選番号②の優先度が低い
E	11	41	98	2	5	4	指数11の中で抽選番号①の優先度が最も高い
F	11	98	95	59	2	5	Dさんと同指数・同抽選番号①だが抽選番号②の優先度が高い
G	11	39	95	99	2	7	指数11の中で抽選番号①の優先度が最も低い

4

申込書類について

申込者全員が提出する書類①

- 内定後や入園後であっても、利用申込書、就労証明書等に虚偽の内容があった場合や、当初の利用調整時と異なる状況が判明した場合は、再度利用調整を行う場合があります。その結果、内定取消や退園になる場合があります。
- 入園後、やむを得ない事情がある場合を除き、「認定事由」が2か月以上継続しない場合は、再度利用調整を行います。その結果、退園となることがあります。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 給付認定申請書（電子申請の場合、申請画面で作成）又は、支給認定証
<input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書（児童1人につき1枚必要 / 電子申請の場合、申請画面で作成）
<input type="checkbox"/> 健康の記録（児童1人につき1枚必要）
<input type="checkbox"/> 事前チェック表
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード又は、マイナンバーを証明する書類（記載事項に変更のない通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書）及び本人確認書類
※会場受付のみ必要 |
|---|

申込者全員が提出する書類②（事由確認書類）

児童の保護者（父・母等）それぞれについて必要です。

就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書（直近3か月以内のもの） <input type="checkbox"/> 【農業の方】 保育を必要とする事由証明書（農業・疾病・障害・介護用） ※保育認定事由における「就労」とは報酬を伴う仕事を指します。 ※就労状況（予定者含む）確認のため、就労先へ調査することがあります。		
	正社員・役員	(追加の書類は不要)	
	契約社員	<input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し(合計雇用期間が1年以上であること)	
	パート・派遣社員	(追加の書類は不要) ※実績を満たしていない場合は、給与明細書等の提出を求める場合があります。	
	自営の中心者	確定申告あり	<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（第一表・第二表）
		確定申告なし	<input type="checkbox"/> 開業届の写し <input type="checkbox"/> 開業の事実が確認できるもの（ウェブサイト、チラシ等） <input type="checkbox"/> 収入明細書の写し（直近の2か月分）
	自営の専従者	白色専従者	<input type="checkbox"/> 確定申告書の写し（第二表の専従者給与の分かる部分）
		青色専従者	<input type="checkbox"/> 青色事業専従者給与に関する届出書の写し
	自営の協力者・内職	<input type="checkbox"/> 就労時間、状況等のスケジュール（直近の2か月分） <input type="checkbox"/> 給与明細書の写し（直近の2か月分）	
	育児休業中の申込みで、勤務先の健康保険制度に加入していない方	<input type="checkbox"/> 直近の育児休業給付金の受給状況が分かる書類又は育児休業証明書	
農業	<input type="checkbox"/> 農家基本台帳の写し <input type="checkbox"/> 農地基本台帳の写し <input type="checkbox"/> 農作業の年次計画が分かる書類（任意様式）		
産前産後	<input type="checkbox"/> 親子健康手帳（母子健康手帳）の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ） ※出産後に育児休業を取得せずに復職する場合は、産前産後休暇中も「就労」の事由を適用し、復職後の勤務日数及び勤務時間で指数を算定しますので、「就労」の事由でお申込みください。		

疾病・障害	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書（農業・疾病・障害・介護用） <input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳等の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療証（精神通院医療）） <input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本）（ 家庭での保育が困難である旨の医師の意見及び療養期間の記載が必要 。なお、自立支援医療証（精神通院医療）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、提出不要です。）		
介護	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書（農業・疾病・障害・介護用） <input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳等の写し（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳） <input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本）		
就学	<input type="checkbox"/> 在学証明書（原本）又は 学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割の写し		
求職活動	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 求職活動をしていることが確認できる書類（ハローワーク登録カードの写し、面接の日程等の通知書など） ※入園後、3か月以内に「就労証明書」が提出されない場合は退園となります。また、「就労」への事由変更後、やむを得ない事情がある場合を除き、「就労」の事由が2か月以上継続しない場合は退園となります。いずれの場合も、同一年度中に再度「求職活動」の事由で申込むことはできません。		
災害復旧	<input type="checkbox"/> 被災証明書の写し		
その他	育児休業取得中の利用	社会保険加入者	<input type="checkbox"/> 就労証明書
		それ以外	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 直近の育児休業給付金の受給状況が分かる書類または育児休業証明書
	虐待やDVのおそれがある時		事前に保育課へご相談ください。

状況により提出が必要な書類

認可外保育施設を利用している方	<input type="checkbox"/> 施設を利用していることが分かる書類の写し（連絡帳、出席簿等） ※施設名・児童名の記載のあるもの		
転入予定の方	既に転入する住所・物件が決まっている場合	<input type="checkbox"/> 土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の写し	
	日進市在住者宅へ転入する場合	<input type="checkbox"/> 申立書	
両親以外の同居親族がいる方	<input type="checkbox"/> 同居する親族等（令和8年4月1日で18歳以上～65歳未満）の「就労証明書」（未提出の場合は指数に影響します。就労以外の事由の場合は、保育課にお問い合わせください。） ※同居、別居の区別については、祖父母等と住所が同一の場合は原則として同居とみなします。ただし、以下のすべてを満たす場合は、別居とみなします。 (1) 住民票上で世帯分離している (2) 玄関が2つ以上あり、台所、トイレ等も別々で壁で仕切られていて往来できない状況である (3) 生計が別となっており、光熱水費のメーターが別々になっている		
出生前申込みの方	<input type="checkbox"/> 親子健康手帳（母子健康手帳）の写し（表紙及び出産予定日が分かるページ） ※健康の記録については、出生後に提出		
離婚調停中で既に別居中の方	<input type="checkbox"/> 裁判所の「事件係属証明書」等離婚協議中であることがわかる裁判所の通知、もしくは弁護士が証明したもの ※離婚調停中であっても、同居されている場合は、相手方の就労証明書等が必要となり、保育料算定対象となります。		

5

申込・入園後の手続きについて

◇申込事由に変更がある場合

利用申込後や入園後に就労先や住所、世帯等に変更がある場合は、速やかに保育課又は在園している保育園等に変更届をご提出ください。

手続きが必要な例

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| • 父母の就労先の変更（転職・退職・勤務地） | • 就労時間等の変更 |
| • 氏名、世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居等） | • 保育実施期間の変更 |
| • 保育園等の入園を辞退（退園）するとき | • 延長保育時間の変更 |
| • 住所変更があったとき（転出・転居） | • 妊娠したときや出産するとき |

◇給付認定内容に変更がある場合

下記の事項に変更が生じた場合には、必ず、給付認定内容の変更届をご提出ください。その際、交付している支給認定証は返却してください。

①認定事由又は保育必要量

求職活動から就労を開始する、育児休業から就労に復帰など、保育が必要な状況に変化があった場合。認定内容は、事実発生日または変更届の提出日のいずれか遅い方の翌月から変更します。ただし、上記の日付が月の初日に限り、当月から変更します。

②給付認定区分（保育の希望の有無）

保育園等を利用していない方（1号認定の方）が保育園等の利用を希望される場合

◇利用の承諾

内定後、2月上旬（随時申込の場合は審査月下旬）に「保育園等利用承諾書」により通知しますので、利用施設と契約手続きをしてください。なお、契約しない場合は速やかに保育課へ連絡してください。

◇入園日を変更する場合

内定後、育児休業期間の変更等により、入園予定日を変更する場合、当初の希望日から3か月以内で原則1回のみ変更することができます。それ以上の変更は内定取消になる場合があります。事前に必ず園にご相談の上、入園希望日の1か月前までに変更届を提出してください。

◇給付認定の再交付を希望される場合

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

◇市が職権により給付認定の変更・取消を行う場合

- 3号認定（満3歳未満・保育認定）の児童が満3歳に達したときは、市が2号認定（満3歳以上・保育認定）に支給認定証を更新します。ただし、年度の途中で利用者負担額（保育料）は変わりません。このほか、必要があると認めるときは、市が給付認定の変更を行うことがあります。
- 給付認定有効期間内に日進市から転出した場合や保育認定基準を満たしていないことが判明した場合には、給付認定が取消され、保育園等の利用ができなくなります。

◇現況届について

入園後、保育施設等の利用に係る現況調査を年に一度実施いたします。現況届の手続きには、就労先が作成した「就労証明書」等の提出が必要です。

◇育児休業を取得・延長する場合

※ここでいう「育児休業」とは、『育児休業給付金の受給』又は『育児休業証明書の提出』が要件です。そうでないものは単に「休職」とみなされ、保育認定の事由はなくなります。また、ここで記載のある就労証明書には育児休業証明書を含みます。

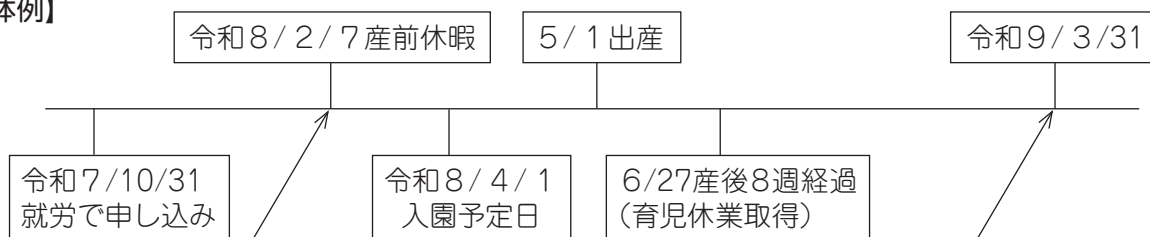
育児休業を新たに取得する方

入園後	0～1歳児クラス	育児休業の取得時点で <u>保育認定基準を満たさなくなり退園</u>
	2歳児クラス以上	育児休業終了後に復職することが確認できる場合（後日、就労証明書の提出により確認）は、利用継続が可能
入園前	0～2歳児クラス	認定事由を「産前産後」に切り替えて再度利用調整を実施（保育実施期間は産前産後の期間に限定される）
	3歳児クラス以上	復職日が令和8年度内の場合は利用調整に影響なし。令和9年度以降の場合は、「求職活動」と同指数・同時期で再度利用調整を実施

育児休業を延長する方

内定・入園後	0～2歳児クラス	育休延長により入園希望日が令和8年9月30日を超える場合、当初申込の対象条件を満たさなくなり、内定・入園後でも利用取消
	兄弟同時申込の方	育休延長により兄弟のうち一人が申込対象条件を満たさなくなる場合、兄弟のどちらか又は両方が内定・入園後であっても内定取消及び再度の利用調整となる場合あり（同時申込の加点がなくなることによる指数の変更のため）
待機	引き続き利用調整を希望する	育休延長により入園希望日が令和8年9月30日を超える場合、延長後の育休期間が記載された就労証明書の提出が必要。
	利用調整希望なし	育児休業により年度中の利用を希望しない場合は、申込取下となる

【具体例】



※（0～2歳児クラス）……産前休開始日が入園予定日以前の場合、「産前産後」の事由で再度の利用調整。

※（3～5歳児クラス）……職場復帰日を令和9年4月1日以降に変更する場合、内定取消及び再度の利用調整。

◇転園を希望される場合

- ・利用決定後、他施設へ転園希望の場合（希望できるのは1施設のみ）は転園願をご提出ください。転園願の提出後も、転園のご案内ができるまでは、既に決定している施設に在籍できます。
- ・入園前に転園が決定した場合は入園日から、入園後に年度途中で転園が決定した場合は翌月1日から転園ができます。転園日の変更は原則できません。
- ・年度途中で私立園から公立園に転園が決定した場合、転園月の土曜保育が利用できない場合があります。土曜保育が必要な方は、詳細を確認のうえ転園申請をしてください。
- ・申込時の希望順位の高い園へ転園を希望する場合は申込日を受付日として利用調整を行います。希望順位の低い園へ転園を希望する場合は、転園願提出日を受付日として利用調整を行います。

◇保留通知の発行を希望される場合

市ホームページから申請してください。QRコード（P.16）からアクセスできます。

※原則、毎月15日までに申請。月末に通知を発送。

※当初申込では、対象者全員に発行されるため、申請は不要。

6

利用者負担額（保育料）について

- 利用者負担額（保育料）は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、すべての保護者（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、入園年度の4月1日現在の児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。
- 市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。また、都道府県から指定都市への税源移譲により税率が変更となった自治体の市町村民税所得割額については、旧税率で算定します。
- 未婚のひとり親の方に対して、申請により寡婦控除のみなし適用を行います。申請方法や必要書類については保育課へお問い合わせください。
- 市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を仮算定します。令和9年3月末までに所得割額が確認できた場合は、年度当初の保育開始日の属する月に遡って再算定を行います。仮算定となった方は、下表のとおり算定資料を提出してください。

仮算定の主な対象者		提出する必要がある算定資料
令和8年4～8月分の利用者負担額（保育料）	令和7年1月1日現在、日進市外で住民登録されていた方	市町村民税所得割額のわかるもの（市町村・県民税特別徴収税額の決定通知書、市町村民税・県民税税額決定・納税通知書、市町村民税課税証明書等の写し）
令和8年9月分以降の利用者負担額（保育料）	令和8年1月1日現在、日進市外で住民登録されていた方	
市町村民税が未申告の方		所得・扶養の状況がわかる書類 （必要に応じて、税務課で市民税申告を行ってもらう場合があります。）
海外居住等により日進市に税情報がない方		海外での収入額がわかる書類

（お支払い方法）

- 原則、口座振替でのお支払いで、振替日は毎月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。
- 認定こども園及び小規模保育事業所は、日進市が算定した保育料を施設に直接お支払いしていただきます。支払日、支払い方法については各施設にお問い合わせください。
- 保育料の滞納が続く場合は、児童手当から充当させていただきます。また、勤務先や預金先に調査を行い、法律に基づく財産差押等の滞納処分をさせていただくこととなりますので、ご注意ください。

（注意事項）

- 延長保育を利用する場合は、認定区分に応じた延長保育料がかかります。
- 保育料とは別に、3歳児クラス以上については主食費及び副食費が必要です。
- ただし、一定所得以下の方及び入園順位3番目以降の児童に係る副食費は、減免となります。
- 保育園ごとに保護者会費や教材費等別途実費が必要となる場合があります。申込みの前に直接各施設にお問い合わせください。

令和7年度 保育園等利用者負担額（保育料）（2号・3号認定）

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化実施に伴い、3歳以上児の利用料は無償となっております。

〈日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表〉

区 分		徴収金基準額（月額）		兄弟等の同時入園による軽減		
階 層	定 義	3歳未満児		同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料		
		標準時間	短時間			
A	生活保護法による非課税世帯	0	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C	市町村民税課税世帯所得割48,600円未満	ひとり親家庭等の世帯	5,000	4,750	0円 左記金額の1/2 0円 左記金額の1/2 0円 左記金額の1/2 0円 左記金額の1/2 0円 左記金額の1/2 0円 左記金額の1/2	同時に入園している児童のうち、入園順位3番目以降の児童の徴収金基準額 0円
		その他の世帯	11,000	10,500		
D1	48,600円以上61,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	6,750	6,500		
		その他の世帯	13,500	13,000		
D2	61,000円以上73,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	8,250	8,000		
		その他の世帯	16,500	16,000		
D3-1	73,000円以上77,101円未満	ひとり親家庭等の世帯	9,000	8,750		
		その他の世帯	20,500	20,000		
D3-2	77,101円以上85,000円未満	20,500	20,000			
D4	85,000円以上97,000円未満	24,500	24,000			
D5	97,000円以上109,000円未満	31,000	30,000			
D6	109,000円以上133,000円未満	37,000	36,000			
D7	133,000円以上169,000円未満	43,000	42,000			
D8	169,000円以上213,000円未満	49,000	48,000			
D9	213,000円以上301,000円未満	54,500	53,000			
D10	301,000円以上397,000円未満	57,500	56,000			
D11	397,000円以上	59,500	58,000			

〈兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減〉

※(1) 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が複数いる場合、年長者から順に2人目の場合は徴収金基準額（月額）の半額、3人目以降の場合は無料となります。

※(2) 市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が複数いる場合、1人目は徴収金基準額（月額）、2人目以降は無料となります。

【ひとり親家庭等の世帯】……母子父子家庭世帯（祖父母等との同居除く）、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

〈保育所等における副食費の負担減免〉

年収360万円未満相当世帯及び0歳から小学校就学前までのうち第3子以降は免除されます。

※(3) 保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。

※(4) 市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を確定するものとします。所得割額が確認できた場合は、算定開始日の属する月に遡って再算定を行います。

○第二子保育料無料化等事業について

令和7年度（令和7年10月から令和8年3月）は、上記基準額表及び※(1)の記載に関わらず、保護者と生計を一にする児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が複数いる場合、2人目の3歳未満児の保育料はC階層からD4階層までは無料、D5階層からD9階層は徴収金基準額（月額）の半額、3人目以降の3歳未満児の保育料は、階層に関わらず無料とします。令和8年度以降については、本事業の継続は未定ですのであらかじめご了承ください。

〈公立保育園における延長保育料〉

		利用時間	短時間	標準時間
延長保育	基本料金	1時間以内の利用	月額 500円	標準時間
		1時間超3時間以内の利用	月額 1,000円	
	加算料金	午後6時30分から午後7時までの利用	月額 1,000円	月額 1,000円

※土曜日午後4時を超える利用の場合、別途、実費相当額が必要となります。

※延長保育の料金は、午前午後の利用時間の合算とします。

※標準時間の時間帯：午前7時30分～午後6時30分（西部・北部・南部・梅森・三本木・北新田保育園は午後6時まで。私立保育園・認定こども園は異なる場合があります。）

※短時間の時間帯：午前8時～午後4時（市内公立保育園・私立保育園・認定こども園共通）

※指定管理園である米野木台西保育園の午後7時～午後7時30分の延長保育料は、別途必要になります。

※私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の延長保育料・時間帯等は施設ごとに設定されます。

7

日進市保育園等利用調整基準指数表

基準指数については、すべての保護者のうち指数の低い方を基準として指数を決定する

	認定基準	保護者の状況		基準指数	
		細 目			
1	就 労	居宅外(内) 勤 務 ・ 自営等	正社員・契約社員* 自営の中心者	月155時間以上勤務 (参考：月20日以上、7時間45分以上)	10
				月120時間以上勤務 (参考：月20日以上、6時間以上)	9
				月90時間以上勤務 (参考：月15日以上、6時間以上)	8
			パート ・ 派遣社員	月120時間以上勤務 (参考：月20日以上、6時間以上)	8
				月90時間以上勤務 (参考：月15日以上、6時間以上)	7
				月60時間以上勤務 (参考：月15日以上、4時間以上)	6
			自営の専従者	月120時間以上勤務 (参考：月20日以上、6時間以上)	8
				月90時間以上勤務 (参考：月15日以上、6時間以上)	7
				月60時間以上勤務 (参考：月15日以上、4時間以上)	6
		自営協力者	月120時間以上勤務 (参考：月20日以上、6時間以上)	7	
			月90時間以上勤務 (参考：月15日以上、6時間以上)	6	
			月60時間以上勤務 (参考：月15日以上、4時間以上)	5	
農 業	中心者 協力者	農地30a以上、月90時間以上労働 (参考：月15日以上・6時間以上)	6		
		農地20a以上、月60時間以上労働 (参考：月15日以上・4時間以上)	5		
内 職		月90時間以上勤務 (参考：月15日以上、6時間以上)	5		
		月60時間以上勤務 (参考：月15日以上、4時間以上)	4		
2	産前産後	出産の前後で、休養等を要するため保育ができない場合		10	
3	疾病・障害	疾 病	寝たきりもしくは感染症等により医師に保育が不可能と診断された場合	10	
			精神障害等で医師に保育が不可能と診断された場合	8	
		入 院	月15日以上を要する場合	10	
		通 院	月15以上の通院が必要な場合	8	
	障害者	1・2級又はA判定、B判定	10		
		3級又はC判定	9		
4級以下		7			
4	病院等付添	月15日以上の付添い看護	配偶者・子	9	
			その他の親族	7	
	自宅療養	要介護4・5又は体幹機能障害による1・2級、A判定若しくは精神1級の認定を受けた者	配偶者・子	10	
			その他の親族	8	
		上記以外	配偶者・子	8	
			その他の親族	6	
5	災害復旧	災害の復旧にあたっている場合		10	
6	就 学	就学・技能習得のため保育 ができない場合	月120時間以上 (参考：月20日以上、6時間以上)	7	
			月60時間以上 (参考：月15日以上、4時間以上)	5	
7	求職活動	就労の意思があり、求職活動 (起業準備を含む) を継続的に行っている 場合		1	

就労形態の多様化に伴い、上記利用調整基準に業種を当てはめることが出来ない場合は、内規に基づき判定します。

※契約社員の該当は、雇用期間が1年以上で、社会保険等 (日進市国民健康保険を除く) に加入している場合。

*利用申込締切時に、「就労証明書」等の提出がない場合は0点とする。

*上記に掲げるもののほか、明らかに保護者等が保育ができないと認められる場合は、状況等を考慮し指数を決定する。

*育児休業法に基づく育休中で入園年度内に復帰しない場合は、求職活動と同指数とする (3歳児クラス以上の児童のみ。P.14～15にある2歳児で卒園となる園児は除く)。

調整指数

		調整指数	
1	母子又は父子世帯	単独世帯	+3
		祖父母等同居	+1
2	父又は母が要介護4・5又は体幹機能障害による1・2級、A判定、精神1級の認定を受けている場合	+3	
3	生活保護法に基づく保護世帯に準ずる場合	+2	
4	育児・介護休業法等に基づく育児休業明けに入園を希望する場合（3歳未満児のみ。復帰の年度のみ有効）	+1	
5	昨年度、育児・介護休業法等に基づく育児休業明けに入園申込した結果待機となったため、認可外保育施設等を利用して職場復帰している場合（3歳未満児のみ。復帰後の次年度のみ有効）	+1	
6	育児・介護休業法等に基づく育児休業取得前に保育園等を利用しており、育児休業取得に伴い退園となった児童	+2	
7	新年度継続在園児の兄弟姉妹入園（同一園への申込みの場合のみ）	+3	
8	新規兄弟姉妹同時入園申込の場合（同一園への申込みの場合のみ一律に加算）	+1	
9	2歳児で卒園となる保育園（あずまづらら保育園、市内小規模保育事業所10施設）の卒園児童（卒園の次年度のみ有効）	+2	
10	保育士、保育教諭又は看護師として日進市内の認可保育施設で月90時間以上就労する場合	+3	
11	保育士、保育教諭又は看護師として日進市内の認可保育施設で月60時間以上就労する場合	+1	
12	同居の親族その他の者（入園年度の4月1日現在で65歳未満）が児童を保育できる場合	-2	
13	就労時間が通常保育時間外の場合	-1	
14	就労時間・日数の変更、実績不足等（基準日は令和7年11月1日）	-1	
15	就労予定者（基準日は令和7年11月1日）	-2	
16	自営の中心者で年収が130万円未満（見込含む）の場合	-2	
17	医療的ケア児（3歳児以上）（医療的ケア実施園を希望する場合のみ）	+1	

○育児休業の延長を許容できる方の利用調整について

事前チェック表「育児休業から復職意思の確認」欄において、「希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、保育の必要な事由に関わらず合計指数1とします。ただし、希望する保育所等の定員に空きがある場合などは利用決定となります。

〈利用調整の順位表〉

当初申込の場合

3歳児クラス以下		4歳児クラス以上	
1	指数の合計順	1	当該施設の希望順
2	当該施設の希望順	2	指数の合計順
3	認可外保育施設からの転園	3	認可外保育施設からの転園
4	下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 当該児童が多胎児（双子、三つ子等） 多子世帯（18歳未満の子が3人以上） 世帯内に障害者手帳（身体・療育・精神）を取得している人がいる 里親委託が行われている 	4	下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 当該児童が多胎児（双子、三つ子等） 多子世帯（18歳未満の子が3人以上） 世帯内に障害者手帳（身体・療育・精神）を取得している人がいる 里親委託が行われている
5	抽選順	5	抽選順

随時申込の場合

3歳児クラス以下		4歳児クラス以上	
1	指数の合計順	1	当該施設の希望順
2	認可外保育施設からの転園	2	指数の合計順
3	下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 当該児童が多胎児（双子、三つ子等） 多子世帯（18歳未満の子が3人以上） 世帯内に障害者手帳（身体・療育・精神）を取得している人がいる 里親委託が行われている 	3	認可外保育施設からの転園
		4	下記のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> 当該児童が多胎児（双子、三つ子等） 多子世帯（18歳未満の子が3人以上） 世帯内に障害者手帳（身体・療育・精神）を取得している人がいる 里親委託が行われている
4	申込日時の早い順	5	申込日時の早い順
5	当該施設の希望順		

8

保育認定で利用可能な施設一覧

保育園・認定こども園・小規模保育事業所（以下「保育園等」と表記）

○保育園

施設名	所在地	電話番号 (市外局番)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員 (人)	保育時間
日東 (私立)	藤島町寺下 乙29	(0561) 72-0459	0～5歳児 (3か月以上)	176	(平日) 7:15～19:15 (土曜日) 7:15～13:30
米野木台西 ^{*1} (指定管理)	藤枝町廻間 1-1	(0561) 75-5900	0～5歳児 (3か月以上)	149	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～19:30 ^{*2}
あかいけ屋下 (私立)	赤池町屋下348	(052) 800-2155	0～5歳児 (6か月以上)	90	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～19:30
日進めばえ (私立)	折戸町笠寺山 62-162	(0561) 56-0377	0～5歳児 (3か月以上)	116	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～19:30 (祝日) 7:30～18:30 ^{*3}
あずま♪ららら (私立)	赤池町箕ノ手1	(052) 893-7267	0～2歳児 (6か月以上)	40	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～19:30
あかいけ箕ノ手 (私立)	赤池町箕ノ手 2-113	(052) 680-7110	0～5歳児 (6か月以上)	119	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～19:30 ^{*2}
西部 (公立)	赤池3-1403	(052) 802-1969	0～5歳児 (6か月以上)	184	(平日) 7:30～18:00 (土曜日) 7:30～14:00 (新ラ田保育園にて共同保育)
北部 (公立)	竹の山4-504	(0561) 72-3731	0～5歳児 (6か月以上)	173	(平日) 7:30～18:00 (土曜日) 7:30～14:00
中部 (公立)	浅田町平池35	(052) 802-2859	0～5歳児 (6か月以上)	158	(平日) 7:30～19:00 (土曜日) 7:30～14:00 (新ラ田保育園にて共同保育)
新ラ田 (公立)	岩崎町新ラ田 93-1	(0561) 73-3021	0～5歳児 (6か月以上)	165	(平日) 7:30～19:00 (土曜日) 7:30～14:00
東部 ^{*4} (公立)	米野木町仲田 35-14	(0561) 73-3163	1～5歳児 (1歳以上)	105	(平日) 7:30～19:00 (土曜日) 7:30～14:00 (南部保育園にて共同保育)
南部 (公立)	折戸町孫三ヶ入 29	(0561) 73-1561	0～5歳児 (6か月以上)	169	(平日) 7:30～18:00 (土曜日) 7:30～14:00
梅森 (公立)	梅森町上松 288-3	(052) 803-3134	0～5歳児 (6か月以上)	107	(平日) 7:30～18:00 (土曜日) 7:30～14:00 (北部保育園にて共同保育)
三本木 (公立)	三本木町上川田 9	(0561) 73-7876	0～5歳児 (6か月以上)	96	(平日) 7:30～18:00 (土曜日) 7:30～14:00 (南部保育園にて共同保育)
北新田 (公立)	北新町殿ヶ池中 40	(0561) 73-7866	0～5歳児 (6か月以上)	103	(平日) 7:30～18:00 (土曜日) 7:30～14:00 (北部保育園にて共同保育)

※1 管理運営は、社会福祉法人日東保育園が実施（指定期間：令和7年4月～令和10年3月）

※2 公立保育園に通う園児を対象とした14時を超える土曜日保育を実施
(通園先は市指定 あかいけ箕ノ手（西部・中部・梅森）、米野木台西（その他の園）)
(私立保育園から公立保育園に転園した場合、転園月は利用不可)

※3 一部祝日を除く。詳細は園へお問い合わせください。

※4 令和11年度までの建替え方針に伴い、民間も含めた設置運営を検討しています。今後の検討内容によっては民間運営へ移行する場合があります、その際には、在園中に転園となる可能性があります。

○幼保連携型認定こども園(保育所(要2・3号認定)+幼稚園(要1号認定))

施設名	所在地	電話番号 (市外局番)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員(人) (うち保育所)	保育時間
香久山幼稚園	香久山 1-1701	(052) 803-2111	0～5歳児 (6か月以上)	297 (117)	(平日) 7:30～18:30 (土曜日) 7:30～13:30
和合あかつき幼稚園	南ヶ丘 2-1-14	(0561) 72-2281	0～5歳児 (6か月以上)	301 (132)	(平日) 7:30～18:30 (土曜日) 7:30～14:00
キッズツリーハウス 認定こども園本郷	本郷町鴻土 5-1	(0561) 73-8250、 0120- 145-006	0～5歳児 (6か月以上)	135 (126)	(平日) 7:30～19:00 (土曜日) 8:00～17:00 (日・祝) 休園中

○地方裁量型認定こども園(保育所機能(要2・3号認定)+幼稚園機能(要1号認定))

愛知国際プリスクール (英語を基本とした教育を実施)	折戸町 梨子ノ木46	(0561) 56-6600	1～5歳児 (満2歳以上)	45 (30)	(平日) 8:00～18:00 (土曜日) 8:00～12:00
-------------------------------	---------------	-------------------	------------------	------------	-------------------------------------

○小規模保育事業所 A型(職員配置基準:すべて保育士)

施設名	所在地	電話番号 (市外局番)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員 (人)	保育時間
たんぽぽ保育園 うめもり	梅森台 2-229	(052) 807-3796	0～2歳児 (6か月以上)	12	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
マミーベア保育園 あかいけ	赤池1-2004 K'sスペース赤池1F	(052) 801-2550	0～2歳児 (生後8週以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
ルークール保育園 竹の山	竹の山4-705 バンクオーバー 1100 101	(0561) 76-4202	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
たんぽぽ保育園 かぐやま	岩崎町石兼 73-4	(0561) 72-3722	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
ルークール保育園 香久山	香久山2-2110 サードステージ101	(052) 746-1588	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
マミーベア保育園 あかいけにし	赤池5-1218 NKビル2F	(052) 804-7866	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
たんぽぽ保育園 かぐやま南	香久山 1-2812	(052) 847-8501	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
日進みつば保育園	栄4-301	(0561) 76-2112	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
ルークール保育園 赤池	赤池2-905 A15 101	(052) 846-5358	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30
マミーベア保育園 あさだ	浅田町東前田 10-2	(052) 800-0077	0～2歳児 (6か月以上)	19	(平日) 7:30～19:30 (土曜日) 7:30～18:30

◎米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所では、各施設特色ある保育が実施されます。

◎あずま♪ららら保育園及び小規模保育事業所は2歳児で卒園です。連携施設はありませんので、3歳児以降も保育園等の利用を希望する場合は新規申込みが必要です。(調整指数に関しては措置あり(P.13参照))

◎令和8年度途中に小規模保育事業所A型が新設される場合があります。その際の募集については市ホームページにて別途お知らせします。

保育内容や費用に関すること等については、申込み前に直接各施設にお問い合わせください。

令和8年度保育園・認定こども園・小規模 保育事業所利用案内

保育園等の入所申込に関する情報や申込書類は市ホームページからダウンロードできます。



保育所等の入所申込の電子申請について

電子申請（マイナポータル「ぴったりサービス」）での受付を実施しています。電子申請の手順については、こちらからご確認ください。



日進市の保育・教育施設案内

市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設、幼稚園の情報を掲載しています。申込の参考にご覧ください。



よくある質問

保育園等の利用に関するよくある質問とその回答を掲載しています。



病児および病後児保育

病児保育の事前利用登録はこちらからご申請ください。



保留通知 (保育所等が利用できない旨の通知)

随時申込にて保留通知の発行を希望される方はこちらからご申請ください。※当初申込では対象者全員に保留通知が発行されるため、申請は不要です。



保育園等の空き状況（随時申込のみ）

年度途中でお申込みの場合は、こちらから空き状況をご確認ください。



保育施設等園庭開放

市内施設の園見学・園庭開放の実施日時について、こちらからご確認ください。

